

与謝野町
町内事業者販路拡大等支援業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年5月14日

京都府与謝野町産業観光課

目 次

1. 趣旨.....	1
2. 業務の内容.....	1
3. 提案の限度額.....	1
4. 応募に関する事項.....	1
5. プロポーザル参加の手続.....	2
6. 提出書類.....	4
7. 企画提案書等の取扱い.....	4
8. 無効提案及びプロポーザルの辞退.....	5
9. 提案評価に関する事項.....	5
10. 選定に関する事項.....	5
11. 選定結果の通知及び公表.....	6
12. 契約の手続.....	6
13. 辞退者の取扱い.....	6
14. 担当課.....	6
【別表】	
与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務 評価表.....	7

与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

本町では、令和3年度に実施した与謝野町地域経済分析の結果により示された政策課題及び政策提言に対する具体的施策として、町内の中小・小規模企業が取り組む新たな商取引などの販路拡大や新たな事業展開の取組に対して、専門的な知見に基づく助言を行うための相談・支援体制を構築し、外貨獲得による地域内経済循環の促進を目指すこととしており、この与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務について、「公募型プロポーザル方式」により受託事業者を募集する。

2. 募集の内容

- (1) 業務名称 与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

3. 提案の限度額

金1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

4. 応募に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託するなど、連携して業務にあたる協力企業等がある場合、当該協力企業等についても、以下のイからクの要件を満たさなければならない。

- ア. 与謝野町から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ウ. 役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。
 - （ア） 破産者で復権を得ない者。
 - （イ） 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- エ. 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。
 - （ア） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（同法に基づき再生手続開始の申立てを

された者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。

（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

オ. 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。

カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

キ. 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ク. 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

(2) スケジュール

項 目	日 程
① プロポーザルの公告	令和7年5月14日（水）～ 令和7年5月27日（火）
② 説明会	令和7年5月22日（木）
③ 質問期間	令和7年5月14日（水）～ 令和7年5月27日（火）
④ 参加申込受付期間	令和7年5月28日（水）～ 令和7年6月11日（水）
⑤ 選定委員会（書類審査及びプレゼンテーション）	令和7年6月27日（金）
⑥ 選定結果の通知、公表	令和7年6月下旬

5. プロポーザル参加の手続

(1) プロポーザル公告

日 時：令和7年5月14日（水）
方 法：与謝野町ホームページへの掲載及び与謝野町役場掲示板への掲示による。

（2）説明会

日 時：令和7年5月22日（木）午後4時00分から
会 場：与謝野町役場 本庁舎 3階 会議室2

（3）質問及び回答

企画提案書作成に関する質問は、電子メールにより担当課へ募集要項等に関する質問書（様式2）を送付すること。（必ず電話で送付確認を行うこと。）電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は一切受け付けない。

質問期間：令和7年5月14日（水）から
令和7年5月27日（火）正午まで

回 答：質問に対する回答は、令和7年5月28日（水）午後5時までに質問者に対し、電子メールで直接回答する。ただし、内容によっては、質問者の名前を伏せた上で、質問者全員に対して回答する。順次ホームページに掲載する。

電子メール送信先：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

（4）参加申込書の提出

提出期間：令和7年5月28日（水）から
令和7年6月11日（水）正午まで

提出場所：与謝野町役場産業観光課

提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は期限までに必着。到着確認を行うこと。）

提出書類：「6. 提出書類」のとおり

その他：提出する提案は、1者につき1案とする。

（5）選定委員会（書類審査及びプレゼンテーション）

提出された企画提案書等について、「与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において書類審査を行うとともに、プレゼンテーションを実施する。

（6）審査方法等

- ・選定委員会の実施日時及び場所は次のとおりとし、参加申込受付期間終了後、申込書受付者に対し電子メールで通知する。

日 時：令和7年6月27日（金）午後1時30分から

会 場：与謝野町役場 本庁舎 3階 会議室2

- ・上記選定委員会で提出書類及び企画提案書の内容等について書類審査を行うとともにプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を総合的に判断する。
- ・プレゼンテーションの時間は各参加者30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ・プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。

- ・プレゼンテーションには、提出している企画提案書のみを使用すること。
- ・プレゼンテーションに関する機器のうち、大型モニター及び HDMI ケーブルは与謝野町が用意する。その他必要なものは、提案者が用意すること。

(7) 審査の結果通知

審査結果は、決定後速やかに電子メール及び後日書面により通知する。
(令和 7 年 6 月下旬 (予定))

なお、審査結果についての異議申立並びに問合せには、一切応じることは出来ない。他の事業者の審査内容については、一切公表しない。

6. 提出書類

提出書類名	部数	注意事項	備考
(1) 企画提案書	正本 1 副本 2	ア. 別紙「委託業務仕様書（企画提案用）」に従って明瞭に作成することとし、「業務仕様書」に記載することの他に有益であると考えられる追加提案がある場合は、分かりやすく記載すること。 イ. 提出様式は自由とするが、A 4 版横カラー刷りとすること。(A 3 折込可)	様式 任意
(2) 参加申込書	1		様式 1
(3) 団体概要書	1		様式 3
(4) 誓約書	1		様式 4
(5) 業務実施体制調書	1		様式 5
(6) 協力企業等報告書	1	協力事務所がある場合は提出すること。	様式 6
(7) 業務工程表	1		様式 任意
(8) 業務経歴書	1	本町及び他市町において同様の事業を行った実績があればその概略等を提出すること。	様式 任意
(9) 見積書	1	ア. 業務委託見積書及び内訳書は、円単位で作成すること。 イ. 会場借上げ料、相談経費、コーディネーター人件費、チラシ作成等広報費、諸経費等を記載した見積の明細を別途提出すること。	様式 任意
(10) 納税証明書	各 1	ア. 国税：納税証明書その 3 の 2（個人）、 又はその 3 の 3（法人） イ. 都道府県税：主たる事業所の都道府県税に滞納がない証明 ウ. 市町村税：主たる事業所の市町村税に滞納がない証明 ※消費税及び地方消費税の納税の義務を負わない者は、その旨を記入して提出すること。	

7. 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更及び再提出は認めない。

- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された全ての企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、本町の文書規定等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- (5) 提出された企画提案書等は「与謝野町情報公開条例（平成18年条例第11号）（以下「条例」という。）の規定に基づき公開する場合があるが、企画提案書等に記載する内容については、公開請求があった際に条例の規定に基づき公開することを前提とするので、企画提案書等の内容で企業秘密のために非公開を希望する部分については、脚注等でその部分を特定したうえ明記すること。
- (6) 前号の規定により公表する場合は、企画提案書等はその写しを作成し使用することができるものとする。

8. 無効提案及びプロポーザルの辞退

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とする。

- ア. 「参加申込書を提出した日」から「選定委員会において選考が終了するまで」の間に本町に対し不正な接触をした者が行った提案
- イ. 提出書類に虚偽の記載をした者、又は定められた表現方法以外の表現方法をした者が行った提案
- ウ. 提出期限後に提出された提案

(2) プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出するものとする。

9. 提案評価に関する事項

(1) 評価方法

企画提案書の評価は、選定委員会において審査を行う。

なお、選定委員会では、評価項目等に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点を行う。

(2) 評価項目及び評価内容

別表「与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務 評価表」のとおりとする。

10. 選定に関する事項

(1) 最優秀提案者の選定

本町は、書類審査及びプレゼンテーションの審査結果をもとに、選定委

員会の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。

(2) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても書類審査及びプレゼンテーションによる評価は実施し、選定委員会委員の各評価点の合計が基準点（総評価点の6割）を満たすときは当該応募者を最優秀提案者として選定する。

なお、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合に、事業を実施するときは、再度公募を実施する。

11. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順。次点以降の提案者の名称は記号により明記。
なお、応募者が2者の場合は公表しない。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 審査会委員の氏名

12. 契約の手続

- (1) 企画提案書を基に前項によって決定した受託予定者から見積書を徴し、別途町長が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。
- (2) 仕様は再調整をした上で決定する。なお、受託予定業者との契約が成立しない場合は、次に評価得点の高い順位の提案者と交渉を行い、契約を締結する場合がある。

13. 辞退者の取扱い

本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

14. 担当課

与謝野町役場 産業観光課（担当者：田村、井上）

住 所：〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

電 話：(0772) 43-9012 直通

FAX：(0772) 46-2851

メール：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

【別表】

与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務 評価表

評価項目及び評価内容		配点				
1 実施体制、業務スケジュールについて (20 点)		10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○業務を遂行するための実施体制、人員配置は妥当か。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○業務工程の妥当性を含め無理のない計画が立てられているか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 業務実績について (10 点)		10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○会社等の業務実績と内容はどの程度か。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 事業実施の能力について (10 点)		10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○本事業に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4 事業実施責任者の能力について (10 点)		10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○事業実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5 事業者の意欲、熱意について (10 点)		10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○業務に対する取組意欲が高く熱意が感じられるか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
6 本業務（業務の重点ポイント）についての提案 (30 点)		10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○「(1) 中小・小規模企業が取り組む新たな商取引などの販路拡大等の相談窓口設置」の提案が優れたものであるか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○「(2) 相談・支援体制の構築」の提案が優れたものであるか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○「(3) Web サイトや SNS チラシなどの作成」についての提案が優れたものであるか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
7 事業費の妥当性について (10 点)						
○配点 (10 点) × 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格＝得点 ※提案者が 1 者のみの場合は評価項目から除く						
基準点 小計		100 点満点				
8 事業者の地域性について (5 点)						
○町内に本店・支店・営業所等のある事業者であるか。 ※該当しない場合は 0 点とする。						
合計		105 点満点				